

大阪取引所における新商品導入に伴う「業務方法書」等の一部改正について

I. 改正趣旨

1. TONA 3 か月金利先物取引の上場に伴う証券取引等清算業務に関する「業務方法書」等の一部改正
株式会社大阪取引所においてTONA 3 か月金利先物取引が上場されることに伴い、国債先物等清算資格の清算対象取引とすることなど、証券取引等清算業務に関する業務方法書等について所要の改正を行う。
2. 日経225マイクロ先物取引・ミニオプション取引の上場等に伴う証券取引等清算業務に関する「業務方法書の取扱い」等の一部改正
株式会社大阪取引所において日経225マイクロ先物取引の上場及びミニオプション取引の導入がされることに伴い、証券取引等清算業務に関する業務方法書の取扱い等について所要の改正を行う。
3. ESG指数先物取引の上場に伴う証券取引等清算業務に関する「手数料に関する規則」の一部改正
株式会社大阪取引所においてESG指数先物取引が上場されることに伴い、証券取引等清算業務に関する手数料に関する規則について所要の改正を行う。

II. 改正概要

	(備考)
1. TONA 3 か月金利先物取引の上場に伴う証券取引等清算業務に関する「業務方法書」等の一部改正	
(1) 清算対象取引	
・金利先物取引を清算対象取引の対象とする。	・証券取引等清算業務に関する業務方法書第3条等
(2) 清算参加者	
・国債先物等清算資格の清算対象取引に金利先物取引を追加する。	・証券取引等清算業務に関する業務方法書第5条
(3) 金利先物取引に関する清算参加者の届出	
・清算参加者の届出事項に、金利先物取引を開始及び中止する場合を追加する。	・証券取引等清算業務に関する業務方法書第19条
(4) 清算約定の決済	
・金利先物取引に関する決済に係るクローズアウト数量の申告、清算値段及び決済等について定める。	・証券取引等清算業務に関する業務方法書第73条の6から第73条の8、第73条の9の2及び第7

- (5) 清算手数料
- ・ T O N A 3 か月金利先物取引に係る清算手数料を定める。
 - 当社が当該月に引き受けた債務について、1取引単位につき
17.5円、最終決済に係る数量について、1取引単位につき
87.5円

(6) その他

- ・その他所要の改正を行う。

2. 日経225マイクロ先物取引・ミニオプション取引の上場等に伴う証券取引等清算業務に関する「業務方法書の取扱い」等の一部改正

(1) 清算数値

- ・指数先物取引におけるM i c r o取引の清算数値について定める。

(2) 清算手数料

- ・日経225マイクロ先物取引に係る清算手数料を定める。
- 当社が当該月に引き受けた債務について、1取引単位につき
0.2円、最終決済に係る数量について、1取引単位につき
1.3円
- ・日経225ミニオプション取引に係る清算手数料を定める。
- 当社が当該月に引き受けた債務について、1取引単位につき
1円、権利行使及び権利行使の割当てに係る数量について、1
取引単位につき13円
- ※ 日経225ミニオプション取引の導入に伴い終了する現行
の日経平均オプション取引(週次設定限月取引)の清算手数料
の変更により設定

3. E S G指数先物取引の上場に伴う証券取引等清算業務に関する「手数料に関する規則」の一部改正

(1) 清算手数料

- ・ S & P / J P X 500 E S Gスコア・ティルト指数(傾斜0.5)先物取引、F T S E J P Xネットゼロ500インデックス先物取引及び日経気候変動指数先物取引に係る清算手数料を定める。

3条の10等

- ・証券取引等清算業務に関する手数料に関する規則別表

- ・証券取引等清算業務に関する業務方法書第21条の2、第46条、第46条の2及び第73条の44等

- ・業務方法書の取扱い第20条の8

- ・証券取引等清算業務に関する手数料に関する規則別表

- ・証券取引等清算業務に関する手数料に関する規則別表

- 当社が当該月に引き受けた債務について、1取引単位につき
20円、最終決済に係る数量について、1取引単位につき
130円

III. 施行日

1. 2023年5月29日から施行する。
2. 前1.にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者との間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、2023年5月29日以後の当社が定める日から施行する。

以 上

大阪取引所における新商品導入に伴う「業務方法書」等の一部改正について

目 次

	(ページ)
1 業務方法書の一部改正新旧対照表	1
2 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則	8
3 業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	15
4 手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	21
5 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	26

業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(清算対象取引)</p> <p>第3条 当社の証券取引等清算業務の対象とする債務の起因となる取引(以下「清算対象取引」という。)の対象とする金融商品は、次の各号に掲げる金融商品とする。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p><u>(20) 金銭債権の利率</u></p> <p>2 清算対象取引は、次の各号に掲げる取引(当社が定めるものに限る。)とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(4)の2 指定金融商品市場における金利先物取引(法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち金銭債権の利率に基づいて算出した金融指標に係るものをいう。以下同じ。)</u></p> <p>(5)～(13) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(清算参加者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する清算資格は、現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格、原油先物等清算資格、FX清算資格及びETF特別清算資格の9種類とし、それぞれ次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国債先物等清算資格は、第3条第2項第3号から第4号の2までに掲げる清算対象取引について、当社が行う金融商品債務引受業の相手方となるための資格とする。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項から第3項までに規定するほか、次の各号に定める場合には、当該各号に定める者は、当社が定めるところにより、あらかじめ当</p>	<p>(清算対象取引)</p> <p>第3条 当社の証券取引等清算業務の対象とする債務の起因となる取引(以下「清算対象取引」という。)の対象とする金融商品は、次の各号に掲げる金融商品とする。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 清算対象取引は、次の各号に掲げる取引(当社が定めるものに限る。)とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5)～(13) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(清算参加者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する清算資格は、現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格、原油先物等清算資格、FX清算資格及びETF特別清算資格の9種類とし、それぞれ次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国債先物等清算資格は、第3条第2項第3号及び第4号に掲げる清算対象取引について、当社が行う金融商品債務引受業の相手方となるための資格とする。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項から第3項までに規定するほか、次の各号に定める場合には、当該各号に定める者は、当社が定めるところにより、あらかじめ当</p>

社に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 国債先物等清算参加者が指定市場開設者の取引参加者として金利先物取引を開始及び中止する場合

当該国債先物等清算参加者

(4) 他社清算参加者(国債先物等清算参加者であるものに限る。)と清算受託契約を締結している非清算参加者が指定市場開設者の取引参加者として金利先物取引を開始又は中止することに伴い、当該金利先物取引に係る有価証券等清算取次ぎを開始又は中止する場合

当該他社清算参加者

(委託に基づく未決済約定に関し過大なポジションを保有している清算参加者に対する調査)

第21条の2 当社は、清算参加者(ETF特別清算参加者を除く。以下この条において同じ。)が顧客の委託に基づく先物・オプション取引(有価証券オプション取引、国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引、金利先物取引、指数先物取引、指数オプション取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引をいう。以下同じ。)(非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を含む。以下この条において同じ。)及び商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条に規定する清算対象取引(非清算参加者の商品清算取引(商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第2条第20項に規定する商品清算取引をいう。以下同じ。))の委託に基づく取引を含む。以下この条において同じ。)(以下「先物・オプション取引等」という。)において過大なポジションを保有しているとの疑いがあると認められる場合(当該清算参加者の当該先物・オプション取引等に係る未決済約定が負っているものと想定されるリスク相当額(当該清算参加者が当該先物・オプション取引等に係る未決済約定を有する取引に係る各銘柄の価格の変動により損失が発生し得る危険に相当する額をいう。第29条の2

社に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(委託に基づく未決済約定に関し過大なポジションを保有している清算参加者に対する調査)

第21条の2 当社は、清算参加者(ETF特別清算参加者を除く。以下この条において同じ。)が顧客の委託に基づく先物・オプション取引(有価証券オプション取引、国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引、指数先物取引、指数オプション取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引をいう。以下同じ。)(非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を含む。以下この条において同じ。)及び商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条に規定する清算対象取引(非清算参加者の商品清算取引(商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第2条第20項に規定する商品清算取引をいう。以下同じ。))の委託に基づく取引を含む。以下この条において同じ。)(以下「先物・オプション取引等」という。)において過大なポジションを保有しているとの疑いがあると認められる場合(当該清算参加者の当該先物・オプション取引等に係る未決済約定が負っているものと想定されるリスク相当額(当該清算参加者が当該先物・オプション取引等に係る未決済約定を有する取引に係る各銘柄の価格の変動により損失が発生し得る危険に相当する額をいう。第29条の2及び第29条の

及び第29条の3において同じ。)が、当該清算参加者(清算参加者が親会社等保証を受けている場合には、親会社等保証を行っている親会社等)の純財産額(登録金融機関又は当業者等にあつては、純資産額をいう。)又は現金等の財産の状況に比し過大であるとの疑いがある場合をいう。)には、当該清算参加者に対して、次の各号に掲げる事項の全部又は一部について報告を求めることができる。

(1)～(4) (略)

2～5 (略)

(債務の引受け)

第46条 当社が証券取引等清算業務として行う債務の引受けは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 第3条第2項第1号、第3号、第4号の2、第5号、第6号の2、第10号又は第11号に掲げる清算対象取引

清算対象取引が指定市場開設者(第3条第2項第10号に定める清算対象取引にあつては、当社)の定めるところにより成立したときは、当該清算対象取引について、当社は売方清算参加者とその相手方である買方清算参加者に対し負担する債務を免責的に引き受け、当該売方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社は買方清算参加者とその相手方である売方清算参加者に対し負担する債務を免責的に引き受け、当該買方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。

(2)～(5) (略)

2～4 (略)

(ギブアップの成立による債務の消滅及び新たな債務の負担)

第46条の2 指定市場開設者(第3条第2項第2号から第6号の3までの指定金融商品市場を開設する指定市場開設者に限る。以下この条において同じ。)の定めるところによりギブア

3において同じ。)が、当該清算参加者(清算参加者が親会社等保証を受けている場合には、親会社等保証を行っている親会社等)の純財産額(登録金融機関又は当業者等にあつては、純資産額をいう。)又は現金等の財産の状況に比し過大であるとの疑いがある場合をいう。)には、当該清算参加者に対して、次の各号に掲げる事項の全部又は一部について報告を求めることができる。

(1)～(4) (略)

2～5 (略)

(債務の引受け)

第46条 当社が証券取引等清算業務として行う債務の引受けは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 第3条第2項第1号、第3号、第5号、第6号の2、第10号又は第11号に掲げる清算対象取引

清算対象取引が指定市場開設者(第3条第2項第10号に定める清算対象取引にあつては、当社)の定めるところにより成立したときは、当該清算対象取引について、当社は売方清算参加者とその相手方である買方清算参加者に対し負担する債務を免責的に引き受け、当該売方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社は買方清算参加者とその相手方である売方清算参加者に対し負担する債務を免責的に引き受け、当該買方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。

(2)～(5) (略)

2～4 (略)

(ギブアップの成立による債務の消滅及び新たな債務の負担)

第46条の2 指定市場開設者(第3条第2項第2号から第6号の3までの指定金融商品市場を開設する指定市場開設者に限る。以下この条において同じ。)の定めるところによりギブア

ップが成立した場合における前条第1項の債務は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 第3条第2項第3号、第4号の2、第5号又は第6号の2に掲げる清算対象取引

指定市場開設者の定めるところによりギブアップが成立したときは、当該ギブアップの成立により消滅した清算対象取引について、前条第1項第1号の規定により当社が注文執行取引参加者(指定市場開設者が定める注文執行取引参加者をいう。以下同じ。)である清算参加者(当該注文執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者。以下この条において同じ。)に対し負担する債務及び当該注文執行取引参加者である清算参加者が当社に対し負担する債務が将来に向かって消滅し、同時に、当社は、当該ギブアップの成立により消滅した清算対象取引について、当社が当該注文執行取引参加者である清算参加者に対し負担していた債務と同一内容の債務を清算執行取引参加者(指定市場開設者が定める清算執行取引参加者をいう。以下同じ。)である清算参加者(当該清算執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者。以下この条において同じ。)に対し新たに負担し、当該清算執行取引参加者である清算参加者は、当該注文執行参加者である清算参加者が当社に対し負担していた債務と同一内容の債務を当社に対し新たに負担するものとする。

(2) (略)

2 (略)

第4節 国債証券先物取引及び金利先物取引の決済

(クローズアウト数量等申告)

第73条の6 国債先物等清算参加者は、国債証券先物取引及び金利先物取引の各限月取引(指定市場開設者(第3条第2項第3号又は第4号の2の指定金融商品市場を開設する指定市場

ップが成立した場合における前条第1項の債務は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 第3条第2項第3号、第5号又は第6号の2に掲げる清算対象取引

指定市場開設者の定めるところによりギブアップが成立したときは、当該ギブアップの成立により消滅した清算対象取引について、前条第1項第1号の規定により当社が注文執行取引参加者(指定市場開設者が定める注文執行取引参加者をいう。以下同じ。)である清算参加者(当該注文執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者。以下この条において同じ。)に対し負担する債務及び当該注文執行取引参加者である清算参加者が当社に対し負担する債務が将来に向かって消滅し、同時に、当社は、当該ギブアップの成立により消滅した清算対象取引について、当社が当該注文執行取引参加者である清算参加者に対し負担していた債務と同一内容の債務を清算執行取引参加者(指定市場開設者が定める清算執行取引参加者をいう。以下同じ。)である清算参加者(当該清算執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者。以下この条において同じ。)に対し新たに負担し、当該清算執行取引参加者である清算参加者は、当該注文執行参加者である清算参加者が当社に対し負担していた債務と同一内容の債務を当社に対し新たに負担するものとする。

(2) (略)

2 (略)

第4節 国債証券先物取引の決済

(クローズアウト数量等申告)

第73条の6 国債先物等清算参加者は、国債証券先物取引の各限月取引(指定市場開設者(第3条第2項第3号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。以下この節におい

開設者をいう。以下この節において同じ。)が定める限月取引をいう。以下この節において同じ。)について、クローズアウト数量並びに転売又は買戻しをした場合(次項に定める場合を除く。)における転売及び買戻しの数量を第46条の3に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。

2 国債先物等清算参加者は、国債証券先物取引及び金利先物取引の各限月取引について、クローズアウト数量(有価証券等清算取次ぎの委託に基づくものに限る。)並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しをした場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る国債先物等非清算参加者(国債証券先物取引及び金利先物取引に係る取引資格を有する者のうち国債先物等清算資格を有しない者をいう。以下同じ。)の転売及び買戻しの数量を、第46条の4に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、国債先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る国債先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。

3～5 (略)

(清算値段)

第73条の7 当社は、取引日(指定市場開設者が国債証券先物取引及び金利先物取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。)ごとに、国債証券先物取引及び金利先物取引の各限月取引について、当社の定めるところにより、清算値段(現金決済先物取引(指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係る現金決済先物取引をいう。以下同じ。))及び金利先物取引にあつては、清算数値。以下この節において同じ。)を定める。

(約定値段と清算値段との差額の授受)

第73条の8 国債証券先物取引及び金利先物取引における約定値段(現金決済先物取引及び金利先物取引にあつては、約定数値。以下この

節において同じ。)が定める限月取引をいう。以下この節において同じ。)について、クローズアウト数量並びに転売又は買戻しをした場合(次項に定める場合を除く。)における転売及び買戻しの数量を第46条の3に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。

2 国債先物等清算参加者は、国債証券先物取引の各限月取引について、クローズアウト数量(有価証券等清算取次ぎの委託に基づくものに限る。)並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しをした場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る国債先物等非清算参加者(国債証券先物取引に係る取引資格を有する者のうち国債先物等清算資格を有しない者をいう。以下同じ。)の転売及び買戻しの数量を、第46条の4に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、国債先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る国債先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。

3～5 (略)

(清算値段)

第73条の7 当社は、取引日(指定市場開設者が国債証券先物取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。)ごとに、国債証券先物取引の各限月取引について、当社の定めるところにより、清算値段(現金決済先物取引(指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係る現金決済先物取引をいう。以下同じ。))にあつては、清算数値。以下この節において同じ。)を定める。

(約定値段と清算値段との差額の授受)

第73条の8 国債証券先物取引における約定値段(現金決済先物取引にあつては、約定数値。以下この節において同じ。)と当該取引契約締

節において同じ。)と当該取引契約締結を行った取引日の清算値段とを比較して差額を生じたときは、国債先物等清算参加者はその差額に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時までに、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(最終決済に伴う金銭の授受)

第73条の9の2 現金決済先物取引又は金利先物取引に係る最終決済(指定市場開設者が定める現金決済先物取引又は金利先物取引における最終決済をいう。)において、最終清算数値(指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。)と取引最終日(指定市場開設者が現金決済先物取引又は金利先物取引に関し定める取引最終日をいう。)の清算数値とを比較して差額を生じたときは、国債先物等清算参加者はその差額に相当する金銭を最終決済期日(指定市場開設者が定める現金決済先物取引又は金利先物取引における最終決済期日をいう。)において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時までに、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(金利の算出が不能等の場合の責任の所在)

第73条の10 国債先物等清算参加者は、金利の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又は最終清算数値の変更により損害を被った場合においても、当社、指定市場開設者及び金利算出者に対してその損害の賠償請求をすることができない。

(建玉の移管)

第73条の44 (略)

結を行った取引日の清算値段とを比較して差額を生じたときは、国債先物等清算参加者はその差額に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時までに、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(最終決済に伴う金銭の授受)

第73条の9の2 現金決済先物取引に係る最終決済(指定市場開設者が定める現金決済先物取引における最終決済をいう。)において、最終清算数値(指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。)と取引最終日(指定市場開設者が現金決済先物取引に関し定める取引最終日をいう。)の清算数値とを比較して差額を生じたときは、国債先物等清算参加者はその差額に相当する金銭を最終決済期日(指定市場開設者が定める現金決済先物取引における最終決済期日をいう。)において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時までに、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

第73条の10 削除

(建玉の移管)

第73条の44 (略)

2・3 (略)

4 第3条第2項第3号、第4号の2、第5号及び第6号の2に掲げる清算対象取引に係る建玉の移管は、当該建玉の移管が行われる日の前日に終了する取引日（指定市場開設者が先物・オプション取引に関し定める取引日をいう。以下同じ。）における各限月取引（指定市場開設者が先物・オプション取引に関し定める限月取引をいう。以下同じ。）の清算値段若しくは清算数値又は各限日取引の清算値段を約定値段又は約定数値として行われるものとする。

5 (略)

付 則

1 この改正規定は、令和5年5月29日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和5年5月29日以後の当社が定める日から施行する。

3 この改正規定の施行に関し必要な事項については、当社が別に定めるところによる。

2・3 (略)

4 第3条第2項第3号、第5号及び第6号の2に掲げる清算対象取引に係る建玉の移管は、当該建玉の移管が行われる日の前日に終了する取引日（指定市場開設者が先物・オプション取引に関し定める取引日をいう。以下同じ。）における各限月取引（指定市場開設者が先物・オプション取引に関し定める限月取引をいう。以下同じ。）の清算値段若しくは清算数値又は各限日取引の清算値段を約定値段又は約定数値として行われるものとする。

5 (略)

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「先物取引」とは、<u>国債証券先物取引、金利先物取引</u>、指数先物取引又は商品先物取引をいう。</p> <p>2～15 (略)</p> <p>(日中取引証拠金所要額)</p> <p>第20条の3 日中取引証拠金所要額は、日中リスク再計算額に日中先物取引差金相当額及び日中オプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する区分口座(第46条の3第1項第1号に規定する区分口座を除く。以下この条、第22条、第23条の2、第23条の3及び第24条の2において同じ。)ごとの担保超過リスク額を合計した額及び第9条の2第1項に定める事前割増額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 日中リスク再計算額</p> <p>第4条の規定中「先物・オプション取引に係る取引参加者の自己の計算による」とあるのは「<u>国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引及び金利先物取引</u>についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日(有価証券オプション取引(指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。)、指数先物取引又は指数オプション取引にあっては、その取引日)の午前11時時点、商品先物取引及び商品先物オプション取引についてはその取引日の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「その取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉」とあるのは「その前取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉」と、「自己分の買オプション価値の総額は、取引参加者の自</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「先物取引」とは、国債証券先物取引、指数先物取引又は商品先物取引をいう。</p> <p>2～15 (略)</p> <p>(日中取引証拠金所要額)</p> <p>第20条の3 日中取引証拠金所要額は、日中リスク再計算額に日中先物取引差金相当額及び日中オプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する区分口座(第46条の3第1項第1号に規定する区分口座を除く。以下この条、第22条、第23条の2、第23条の3及び第24条の2において同じ。)ごとの担保超過リスク額を合計した額及び第9条の2第1項に定める事前割増額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 日中リスク再計算額</p> <p>第4条の規定中「先物・オプション取引に係る取引参加者の自己の計算による」とあるのは「<u>国債証券先物及び国債証券先物オプション取引</u>についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日(有価証券オプション取引(指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。)、指数先物取引又は指数オプション取引にあっては、その取引日)の午前11時時点、商品先物取引及び商品先物オプション取引についてはその取引日の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「その取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉」とあるのは「その前取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉」と、「自己分の買オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算によ</p>

己の計算による」とあるのは「自己分の買オプション価値の総額は、国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点、有価証券オプション取引及び指数オプション取引についてはその日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。）又は指数オプション取引にあつては、その取引日）の午前11時時点、商品先物オプション取引についてはその取引日の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「有価証券オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「有価証券オプション取引についてはその日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。）についてはその取引日）の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「清算価格」とあるのは「日中清算価格」と、「第7条に規定する清算価格をいう。」とあるのは「次条に規定する日中清算価格をいう。」と、「国債証券先物オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点における取引参加者の自己の計算による」と、「指数オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「指数オプション取引については、その取引日の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「商品先物オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「商品先物オプション取引については、その取引日の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「自己分の売オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「自己分の売オプション価値の総額は、国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点、有価証券オプション取引及び指数オプション取引についてはその日（有価証券オプション

る」とあるのは「自己分の買オプション価値の総額は、国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。）、指数先物取引又は指数オプション取引にあつては、その取引日）の午前11時時点、商品先物取引及び商品先物オプション取引についてはその取引日の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「有価証券オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「有価証券オプション取引についてはその日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。）についてはその取引日）の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「清算価格」とあるのは「日中清算価格」と、「第7条に規定する清算価格をいう。」とあるのは「次条に規定する日中清算価格をいう。」と、「国債証券先物オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点における取引参加者の自己の計算による」と、「指数オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「指数オプション取引については、その取引日の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「商品先物オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「商品先物オプション取引については、その取引日の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「自己分の売オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「自己分の売オプション価値の総額は、国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点、有価証券オプション取

ン取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。）又は指数オプション取引にあつては、その取引日の午前11時時点、商品先物オプション取引についてはその取引日の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と読み替えて同条の規定により計算した自己分の取引証拠金所要額に相当する額

(2) 日中先物取引差金相当額

先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする。

a 次の(a)から(d)までに定める額を合計した額

(a) (略)

(b) 金利先物取引について、その取引日の夜間立会及び午前立会の終了までに行われた自己の計算による取引（当該取引日の午前立会の終了までに行われたJ-NET取引を含む。）について、その約定数値と日中清算数値との差に相当する額

(c) (略)

(d) (略)

b 前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の清算値段（国債証券先物取引に係る現金決済先物取引、金利先物取引及び指数先物取引にあつては、清算数値）と日中清算値段（国債証券先物取引に係る現金決済先物取引、金利先物取引及び指数先物取引にあつては、日中清算数値）との差に相当する額

(3)・(4) (略)

(緊急取引証拠金所要額)

第22条 緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額に先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する区分口座ごとの担保超過リスク額を合計

引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。）、指数先物取引又は指数オプション取引にあつては、その取引日）の午前11時時点、商品先物取引及び商品先物オプション取引についてはその取引日の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と読み替えて同条の規定により計算した自己分の取引証拠金所要額に相当する額

(2) 日中先物取引差金相当額

先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする。

a 次の(a)から(c)までに定める額を合計した額

(a) (略)

(新設)

(b) (略)

(c) (略)

b 前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の清算値段（国債証券先物取引に係る現金決済先物取引及び指数先物取引にあつては、清算数値）と日中清算値段（国債証券先物取引に係る現金決済先物取引及び指数先物取引にあつては、日中清算数値）との差に相当する額

(3)・(4) (略)

(緊急取引証拠金所要額)

第22条 緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額に先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する区分口座ごとの担保超過リスク額を合計

した額及び第9条の2第1項に定める事前割増額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) リスク再計算額

第4条の規定中「先物・オプション取引に係る取引参加者の自己の計算による」とあるのは「国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引及び金利先物取引についてはその取引日の終了する日の午後1時時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。）、指数先物取引又は指数オプション取引にあつては、その取引日）の午後1時時点、商品先物取引及び商品先物オプション取引についてはその取引日の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「その取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉」とあるのは「その前取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉」と、「自己分の買オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「自己分の買オプション価値の総額は、国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午後1時時点、有価証券オプション取引及び指数オプション取引についてはその日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。）又は指数オプション取引にあつては、その取引日）の午後1時時点、商品先物オプション取引についてはその取引日の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「有価証券オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「有価証券オプション取引についてはその日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。）についてはその取引日）の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「清算価格」とあるのは「緊急清算価格」と、「第7条に規定する清

した額及び第9条の2第1項に定める事前割増額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) リスク再計算額

第4条の規定中「先物・オプション取引に係る取引参加者の自己の計算による」とあるのは「国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午後1時時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。）、指数先物取引又は指数オプション取引にあつては、その取引日）の午後1時時点、商品先物取引及び商品先物オプション取引についてはその取引日の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「その取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉」とあるのは「その前取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉」と、「自己分の買オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「自己分の買オプション価値の総額は、国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午後1時時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。）、指数先物取引又は指数オプション取引にあつては、その取引日）の午後1時時点、商品先物取引及び商品先物オプション取引についてはその取引日の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「有価証券オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「有価証券オプション取引についてはその日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。）についてはその取引日）の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「清算価格」と

算価格をいう。」とあるのは「次条に規定する緊急清算価格をいう。」と、「国債証券先物オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「指数オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「指数オプション取引についてはその取引日の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「商品先物オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「商品先物オプション取引については、その取引日の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「自己分の売オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「自己分の売オプション価値の総額は、国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午後1時時点、有価証券オプション取引及び指数オプション取引についてはその日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。）又は指数オプション取引にあっては、その取引日）の午後1時時点、商品先物オプション取引についてはその取引日の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と読み替えて同条の規定により計算した自己分の取引証拠金所要額に相当する額

(2) 先物取引差金相当額

先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする。

a 次の(a)から(d)までに定める額を合計した額

(a) 国債証券先物取引について、その取引日の夜間立会、午前立会及び午後立会のうち午後1時までに行われた自己の計算による取引（当該取引日の午後1時までに行われたJ-NET取引を含

とあるのは「緊急清算価格」と、「第7条に規定する清算価格をいう。」とあるのは「次条に規定する緊急清算価格をいう。」と、「国債証券先物オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「指数オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「指数オプション取引についてはその取引日の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「商品先物オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「商品先物オプション取引については、その取引日の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「自己分の売オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「自己分の売オプション価値の総額は、国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午後1時時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（有価証券オプション取引（指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。）、指数先物取引又は指数オプション取引にあっては、その取引日）の午後1時時点、商品先物取引及び商品先物オプション取引についてはその取引日の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と読み替えて同条の規定により計算した自己分の取引証拠金所要額に相当する額

(2) 先物取引差金相当額

先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする。

a 次の(a)から(c)までに定める額を合計した額

(a) 国債証券先物取引について、その取引日の夜間立会及び午後立会のうち午後1時までに行われた自己の計算による取引（当該取引日の午後1時までに行われたJ-NET取引を含む。）につ

む。)について、その約定値段(国債証券先物取引に係る現金決済先物取引にあっては、約定数値)と緊急清算値段(国債証券先物取引に係る現金決済先物取引にあっては、緊急清算数値)との差に相当する額

(b) 金利先物取引について、その取引日の夜間立会、午前立会及び午後立会のうち午後1時までに行われた自己の計算による取引(当該取引日の午後1時までに行われたJ-NET取引を含む。)
について、その約定数値と緊急清算数値との差に相当する額

(c) (略)

(d) (略)

- b 前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の清算値段(国債証券先物取引に係る現金決済先物取引、金利先物取引及び指数先物取引にあっては、清算数値)と緊急清算値段(国債証券先物取引に係る現金決済先物取引、金利先物取引及び指数先物取引にあっては、緊急清算数値)との差に相当する額

(3)・(4) (略)

(委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)

第33条 (略)

2 (略)

- 3 当社は、前項の規定により、支払不能等清算参加者の顧客が委託分の取引証拠金の返還請求権を当社に対し直接行使する場合は、次の各号に掲げる取引の区分に従い、当該各号に定める日以後において、当社が必要と認める事項を当社に申告させるものとする。

(1) (略)

(2) 金利先物取引

当該顧客の委託に基づく未決済約定について、転売若しくは買戻し又は最終決済が行われた日

(3) (略)

(4) (略)

いて、その約定値段(国債証券先物取引に係る現金決済先物取引にあっては、約定数値)と緊急清算値段(国債証券先物取引に係る現金決済先物取引にあっては、緊急清算数値)との差に相当する額

(新設)

(b) (略)

(c) (略)

- b 前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の清算値段(国債証券先物取引に係る現金決済先物取引及び指数先物取引にあっては、清算数値)と緊急清算値段(国債証券先物取引に係る現金決済先物取引及び指数先物取引にあっては、緊急清算数値)との差に相当する額

(3)・(4) (略)

(委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)

第33条 (略)

2 (略)

- 3 当社は、前項の規定により、支払不能等清算参加者の顧客が委託分の取引証拠金の返還請求権を当社に対し直接行使する場合は、次の各号に掲げる取引の区分に従い、当該各号に定める日以後において、当社が必要と認める事項を当社に申告させるものとする。

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

(3) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

4 (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

4 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年5月29日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和5年5月29日以後の当社が定める日から施行する。

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(清算対象取引)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 業務方法書第3条第2項第4号の2に定める取引に係る清算対象取引は、前条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における次の各号に定める金利先物取引(過誤訂正のための取引を含む。)とする。この場合における用語の意義は、当該指定市場開設者が定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>(1) 立会による取引</u></p> <p><u>(2) J-NET取引</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>8 (略)</u></p> <p><u>9 (略)</u></p> <p><u>10 (略)</u></p> <p><u>11 (略)</u></p> <p><u>12 (略)</u></p> <p><u>13 (略)</u></p> <p><u>14 (略)</u></p> <p>(アロケーション申告等)</p> <p>第10条の4 (略)</p> <p>2 前項の場合において、アロケーション申告は、当該未決済約定に係る先物・オプション取引が成立した取引日(指定市場開設者が有価証券オプション取引(指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。)、<u>国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引、金利先物取引、指数先物取引、指数オプション取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引</u>について定める取引日をいう。)の終了する日の午後6時まで(有価証券オプション取引(フレックス限月取引を除く。))にあっては当該取引が成立した日の午後6時まで)に行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(国債証券先物取引の清算値段)</p>	<p>(清算対象取引)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>8 (略)</u></p> <p><u>9 (略)</u></p> <p><u>10 (略)</u></p> <p><u>11 (略)</u></p> <p><u>12 (略)</u></p> <p><u>13 (略)</u></p> <p>(アロケーション申告等)</p> <p>第10条の4 (略)</p> <p>2 前項の場合において、アロケーション申告は、当該未決済約定に係る先物・オプション取引が成立した取引日(指定市場開設者が有価証券オプション取引(指定市場開設者が定めるフレックス限月取引に限る。)、<u>国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引、指数先物取引、指数オプション取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引</u>について定める取引日をいう。)の終了する日の午後6時まで(有価証券オプション取引(フレックス限月取引を除く。))にあっては当該取引が成立した日の午後6時まで)に行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(国債証券先物取引の清算値段)</p>

第20条の5 業務方法書第73条の7に規定する当社が定める清算値段のうち国債証券先物取引に係る清算値段は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないとする場合は、当社がその都度定める。

(1) ~ (3) (略)

2・3 (略)

(金利先物取引の清算数値)

第20条の5の2 業務方法書第73条の7に規定する当社が定める清算数値のうち金利先物取引に係る清算数値は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないとする場合は、当社がその都度定める。

(1) 当該取引日の金利先物取引の約定数値 (ストラテジー取引による約定数値を除く。)のうち指定市場開設者が定める午後立会における最終の約定数値とする。

(2) 前号による約定数値がない場合又は当該取引日の立会における約定数値を清算数値とすることが適当でないとする場合は、当社が算出する理論価格とする。

(指数先物取引の清算数値)

第20条の8 業務方法書第73条の21に規定する当社が定める清算数値は、次の各号に掲げる指数先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないとする場合は、当社がその都度定める。

(1) 指数先物取引 (次号に掲げるものを除く。)

a 次のb及びcに掲げるもの以外の指数先物取引

当該取引日の指数先物取引の約定数値 (ストラテジー取引による約定数値を除く。以下この号において同じ。)のうち午後3時から指定市場開設者が定める日中立会の終了時までの間における立会による最終の約定数値とする。ただし、当該最

第20条の5 業務方法書第73条の7に規定する当社が定める清算値段は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないとする場合は、当社がその都度定める。

(1) ~ (3) (略)

2・3 (略)

(新設)

(指数先物取引の清算数値)

第20条の8 業務方法書第73条の21に規定する当社が定める清算数値は、次の各号に掲げる指数先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないとする場合は、当社がその都度定める。

(1) 指数先物取引 (次号に掲げるものを除く。)

a 次のbに掲げるもの以外の指数先物取引

当該取引日の指数先物取引の約定数値 (ストラテジー取引による約定数値を除く。以下この号において同じ。)のうち午後3時から指定市場開設者が定める日中立会の終了時までの間における立会による最終の約定数値とする。ただし、当該最

終の約定数値がない場合又は当該取引日の立会における約定数値を清算数値とすることが適当でないとする場合には、当該取引日の終了する日における最終の取引対象指数の数値に基づき別表第2に定める方法により算出する当該限月取引等に係る理論価格及び当日の日中立会の終了時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。

b L a r g e取引（指定市場開設者が定めるL a r g e取引をいう。bにおいて同じ。）の限月取引と取引最終日を同一とするM i n i取引（指定市場開設者が定めるM i n i取引をいう。以下この号において同じ。）の限月取引に係る清算数値は、当該L a r g e取引の限月取引に係る清算数値と同一とする。

c M i c r o取引（指定市場開設者が定めるM i c r o取引をいう。）の限月取引に係る清算数値は、M i n i取引の限月取引に係る清算数値と同一とする。

(2) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年5月29日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないとする場合には、令和5年5月29日以後の当社が定める日から施行する。

別紙様式3

国債先物等清算受託契約書

(以下「甲」という。)及び (以下「乙」という。)は、乙の委託に基づき甲が行う有価証券等清算取次ぎ（国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引及び金利先物取引に係るものに限る。）に関し、次のとおり契

終の約定数値がない場合又は当該取引日の立会における約定数値を清算数値とすることが適当でないとする場合には、当該取引日の終了する日における最終の取引対象指数の数値に基づき別表第2に定める方法により算出する当該限月取引等に係る理論価格及び当日の日中立会の終了時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。

b L a r g e取引（指定市場開設者が定めるL a r g e取引をいう。）の限月取引と取引最終日を同一とするM i n i取引（指定市場開設者が定めるM i n i取引をいう。）の限月取引に係る清算数値は、当該L a r g e取引の限月取引に係る清算数値と同一とする。

(新設)

(2) (略)

別紙様式3

国債先物等清算受託契約書

(以下「甲」という。)及び (以下「乙」という。)は、乙の委託に基づき甲が行う有価証券等清算取次ぎ（国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引に係るものに限る。）に関し、次のとおり契約する。なお、本

約する。なお、本契約における用語の意義は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の業務方法書その他の規則において定めるところによるものとする。

（有価証券等清算取次ぎの対象取引）

第1条 本契約において対象となる取引（以下「対象取引」という。）は、クリアリング機構の業務方法書において有価証券等清算取次ぎの対象取引として定める取引のうち、国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引及び金利先物取引とする。

2 （略）

3 指定市場開設者の定めるところにより乙を清算執行取引参加者とするギブアップが成立した場合に甲とクリアリング機構の間で新たに発生した国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引及び金利先物取引については、有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成立したものとみなして、本契約（第5条を除く。）を適用する。

（清算取次口座）

第6条 乙の対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る売付代金、買付代金、売付国債証券、買付国債証券、取引証拠金、非清算参加者証拠金、国債証券先物取引及び金利先物取引に係る値洗いのために授受する金銭（約定値段と清算値段との差額及び取引日の清算値段と前取引日の清算値段との差額に相当する金銭をいう。）、国債証券先物オプション取引に係る売付け又は買付けに係る取引代金、その他授受する有価証券及び金銭は、すべて乙が甲に設定する清算取次口座において処理するものとする。

（支払の停止があった場合等における取扱い）

第8条 乙が第7条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲は任意に、乙のすべての対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引（クロスマージン対象国債先物清算約定に係るものを除く。）につき、それらを決済

契約における用語の意義は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の業務方法書その他の規則において定めるところによるものとする。

（有価証券等清算取次ぎの対象取引）

第1条 本契約において対象となる取引（以下「対象取引」という。）は、クリアリング機構の業務方法書において有価証券等清算取次ぎの対象取引として定める取引のうち、国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引とする。

2 （略）

3 指定市場開設者の定めるところにより乙を清算執行取引参加者とするギブアップが成立した場合に甲とクリアリング機構の間で新たに発生した国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引については、有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成立したものとみなして、本契約（第5条を除く。）を適用する。

（清算取次口座）

第6条 乙の対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る売付代金、買付代金、売付国債証券、買付国債証券、取引証拠金、非清算参加者証拠金、国債証券先物取引に係る値洗いのために授受する金銭（約定値段と清算値段との差額及び取引日の清算値段と前取引日の清算値段との差額に相当する金銭をいう。）、国債証券先物オプション取引に係る売付け又は買付けに係る取引代金、その他授受する有価証券及び金銭は、すべて乙が甲に設定する清算取次口座において処理するものとする。

（支払の停止があった場合等における取扱い）

第8条 乙が第7条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲は任意に、乙のすべての対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引（クロスマージン対象国債先物清算約定に係るものを除く。）につき、それらを決済

するために必要な国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引若しくは金利先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を、乙の計算において行うことができる。

2 乙が第7条第2項第1号に該当したときは、甲は任意に、当該遅滞に係る対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を決済するために必要な国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引若しくは金利先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を、乙の計算において行うことができる。

3 乙が第7条第2項各号のいずれかに該当したときは、甲の請求により、乙は甲の指定する日時までに、乙のすべての対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を決済するために必要な国債証券の売付け若しくは買付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託、国債証券先物取引若しくは金利先物取引に係る転売若しくは買戻しに係る有価証券等清算取次ぎの委託又は国債証券先物オプション取引に係る転売若しくは買戻しに係る有価証券等清算取次ぎの委託又は権利行使の申告を行うものとする。

4 乙が前項の日時までに国債証券の売付け若しくは買付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託、国債証券先物取引若しくは金利先物取引に係る転売若しくは買戻しに係る有価証券等清算取次ぎの委託又は国債証券先物オプション取引に係る転売若しくは買戻しに係る有価証券等清算取次ぎの委託又は権利行使の申告を行わないときは、甲は任意に、乙の計算において対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を決済するために必要な国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引若しくは金利先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行うことができる。

するために必要な国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を、乙の計算において行うことができる。

2 乙が第7条第2項第1号に該当したときは、甲は任意に、当該遅滞に係る対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を決済するために必要な国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を、乙の計算において行うことができる。

3 乙が第7条第2項各号のいずれかに該当したときは、甲の請求により、乙は甲の指定する日時までに、乙のすべての対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を決済するために必要な国債証券の売付け若しくは買付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託、国債証券先物取引に係る転売若しくは買戻しに係る有価証券等清算取次ぎの委託又は国債証券先物オプション取引に係る転売若しくは買戻しに係る有価証券等清算取次ぎの委託又は権利行使の申告を行うものとする。

4 乙が前項の日時までに国債証券の売付け若しくは買付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託、国債証券先物取引に係る転売若しくは買戻しに係る有価証券等清算取次ぎの委託又は国債証券先物オプション取引に係る転売若しくは買戻しに係る有価証券等清算取次ぎの委託又は権利行使の申告を行わないときは、甲は任意に、乙の計算において対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を決済するために必要な国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行うことができる。

5 (略)

6 第1項から第4項までの規定に基づき国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引若しくは金利先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行った結果又は前項の規定に基づき指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに従い国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引若しくは金利先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行った結果、甲に損失が生じた場合には、乙は、甲に対してその額に相当する金銭を直ちに支払うものとする。

7 (略)

(本契約の解約)

第15条 (略)

2～4 (略)

5 本契約の解約までに成立した対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引（第8条第1項から第4項までの規定に基づき国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引若しくは金利先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行う場合及び同条第5項の規定に基づき指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに従い国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引若しくは金利先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行う場合を含む。）に関しては、引き続き本契約を適用する。

6 (略)

5 (略)

6 第1項から第4項までの規定に基づき国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行った結果又は前項の規定に基づき指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに従い国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行った結果、甲に損失が生じた場合には、乙は、甲に対してその額に相当する金銭を直ちに支払うものとする。

7 (略)

(本契約の解約)

第15条 (略)

2～4 (略)

5 本契約の解約までに成立した対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引（第8条第1項から第4項までの規定に基づき国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行う場合及び同条第5項の規定に基づき指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに従い国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行う場合を含む。）に関しては、引き続き本契約を適用する。

6 (略)

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(銘柄管理手数料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 取引所金融商品市場を開設する指定市場開設者の前項に規定する銘柄管理手数料(月額)は、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 業務方法書第3条第2項第2号から第6号の3まで及び第11号に掲げる取引 次のaからhまでに掲げる銘柄について、当該aからhまでに定める額の合計額 a～c (略) <u>d 業務方法書第3条第2項第4号の2に掲げる取引に係る銘柄</u> 月末における各指定市場開設者の当該取引に係る金融指標の数(限月取引が設定されていないものを除く。)に6万円を乗じて得た額 e (略) <u>f 業務方法書第3条第2項第6号に掲げる取引に係る銘柄</u> 月末における各指定市場開設者の当該取引に係る対象指数(複数の取引換算額が設定されている対象指数については設定されている取引換算額の種類)の数(限月取引が設定されていないものを除く。)に6万円を乗じて得た額 g (略) h (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(銘柄管理手数料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 取引所金融商品市場を開設する指定市場開設者の前項に規定する銘柄管理手数料(月額)は、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 業務方法書第3条第2項第2号から第6号の3まで及び第11号に掲げる取引 次のaからgまでに掲げる銘柄について、当該aからgまでに定める額の合計額 a～c (略) (新設)</p> <p>d (略) e 業務方法書第3条第2項第6号に掲げる取引に係る銘柄 月末における各指定市場開設者の当該取引に係る対象指数の数(限月取引が設定されていないものを除く。)に6万円を乗じて得た額 f (略) g (略)</p> <p>3 (略)</p>
付 則	
<p>1 この改正規定は、令和5年5月29日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正</p>	

後の規定を適用することが適当でない当社が認める場合には、令和5年5月29日以後の当社が定める日から施行する。

- 3 第2条の2第2項第2号の規定は、別表に基づき算出される業務方法書第3条第2項第3号から第4号の2までに掲げる清算対象取引に係る清算手数料の合計額が10万円以下となる清算参加者には適用しないものとする。

別表

清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

- 1 (略)
 2 業務方法書第3条第2項第2号から第6号の3までに掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。

清算対象取引の区分	算出の基準	清算手数料率
(略)		
業務方法書第3条第2項第4号に掲げる国債証券先物オプション取引(注1)	(略)	
業務方法書第3条第2項第4号の2に掲げる金利先物取引(注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注3)について、1取引単位につき 17.5円 (注4)
	最終決済に係る数量	当該月における最終決済に係る数量について、1取引

別表

清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

- 1 (略)
 2 業務方法書第3条第2項第2号から第6号の3までに掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。

清算対象取引の区分	算出の基準	清算手数料率
(略)		
業務方法書第3条第2項第4号に掲げる国債証券先物オプション取引(注1)	(略)	
(新設)		

		単位につき 87.5円	
業務方法書第3条第2項第5号に掲げる指数先物取引	(略)		
	日経平均先物取引 (Mini取引) 及びJPX日経インデックス400先物取引 (注1)	(略)	
	日経平均先物取引 (Micro取引) (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務 (注3) について、1取引単位につき 0.2円 (注4)
		最終決済に係る数量	当該月における最終決済に係る数量について、1取引単位につき 1.3円
	(略)		
	日経平均トータルリターン・インデックス先物取引 (注1)	(略)	
業務方法書第3条第2項第5号に掲げる指数先物取引	(略)		
	日経平均先物取引 (Mini取引) 及びJPX日経インデックス400先物取引 (注1)	(略)	
		(新設)	
		(略)	
	日経平均トータルリターン・インデックス先物取引 (注1)	(略)	

	S & P / J P X 5 0 0 E S G スコア・ティルト指数 (傾斜 0.5) 先物取引、F T S E J P X ネットゼロ 5 0 0 インデックス	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務 (注3) について、1 取引単位につき 20円 (注4)		(新設)		
	先物取引及び日経気候変動指数先物取引 (注1)	最終決済に係る数量	当該月における最終決済に係る数量について、1 取引単位につき 130円				
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
業務方法書第3条第2項第6号に掲げる指数オプション取引	日経平均 Large オプション取引 (注1)	取引代金	当社が当該月に引き受けた債務 (注3) において、取引代金の 万分の0.5 (注4) (注5)	業務方法書第3条第2項第6号に掲げる指数オプション取引	日経平均オプション取引 (通常限月取引及びフレックス限月取引) (注1)	取引代金	当社が当該月に引き受けた債務 (注3) において、取引代金の 万分の0.5 (注4) (注5)
		権利行使及び権利行使の割当てに係る授受金額	当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てにより授			権利行使及び権利行使の割当てに係る授受金額	当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てにより授

			受する金額 の合計額の 万分の5. 5 (注5)				受する金額 の合計額の 万分の5. 5 (注5)
	日経平均 Mini オプション取引 (注1)	取引数 量	当社が当該 月に引受け た債務(注 3)につい て、1取引 単位につき 1円 (注4)		日経平均 オプション取引 (週次設 定限月取 引) (注1)	取引数 量	当社が当該 月に引受け た債務(注 3)につい て、1取引 単位につき 10円 (注4)
		権利行 使及び 権利行 使の割 当てに 係る数 量	当該月に清 算参加者が 行った権利 行使及び清 算参加者が 受けた権利 行使の割当 てに係る数 量につい て、1取引 単位につき 13円			権利行 使及び 権利行 使の割 当てに 係る数 量	当該月に清 算参加者が 行った権利 行使及び清 算参加者が 受けた権利 行使の割当 てに係る数 量につい て、1取引 単位につき 130円
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(注1)～(注4) (略) (注5) 日経平均Largeオプション取引にお いて、当社が引き受けた債務に係る売付け又は 買付けごとの1取引単位当たりの清算手数料が 35円を超える場合は35円とし、権利行使若 しくは権利行使の割当てごとの1取引単位当 たりの清算手数料が385円を超える場合は38 5円とする。 (注6) (略)				(注1)～(注4) (略) (注5) 日経平均オプション取引(週次設定限月 取引を除く。)において、当社が引き受けた債務 に係る売付け又は買付けごとの1取引単位当 たりの清算手数料が35円を超える場合は35円 とし、権利行使若しくは権利行使の割当てご との1取引単位当たりの清算手数料が385円を 超える場合は385円とする。 (注6) (略)			

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(日中清算値段、日中清算数値及び日中清算価格に関する準用等)</p> <p>第2条の5 (略)</p> <p><u>2 取引証拠金規則第20条の4に規定する当社が定める日中清算数値のうち金利先物取引に係る日中清算数値は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないとする場合は、当社がその都度定める。</u></p> <p><u>(1) 当該取引日の午前11時2分における金利先物取引の約定数値とする。ただし、当該約定数値がない場合には、当日の前場立会の終了時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。</u></p> <p><u>(2) 前号の規定にかかわらず、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日以降においては、当該金利先物取引の限月取引の取引最終日の清算数値を日中清算数値とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 取引証拠金規則第20条の4に規定する当社が定める日中清算数値のうち指数先物取引に係る日中清算数値は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないとする場合は、当社がその都度定める。</u></p> <p>(1) 業務方法書の取扱い第20条の8(同条第1項第2号を除く。)の規定は、取引証拠金規則第20条の4の規定により指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引に係る日中清算数値を定める場合について準用する。この場合において、業務方法書の取扱い第20条の8第1項第1号a中「午後3時から指定市場開設者が定める日中立会の終了時まで」とあるのは「午前10時45分から午前11時まで」と、「清算数値」とあるのは「日中清算数値」と、「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「日中清算数値算出時の」と、「当日の日中立会の終了時」とあるのは「午前11時」</p>	<p>(日中清算値段、日中清算数値及び日中清算価格に関する準用等)</p> <p>第2条の5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 取引証拠金規則第20条の4に規定する当社が定める日中清算数値は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないとする場合は、当社がその都度定める。</p> <p>(1) 業務方法書の取扱い第20条の8(同条第1項第2号を除く。)の規定は、取引証拠金規則第20条の4の規定により指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引に係る日中清算数値を定める場合について準用する。この場合において、業務方法書の取扱い第20条の8第1項第1号a中「午後3時から指定市場開設者が定める日中立会の終了時まで」とあるのは「午前10時45分から午前11時まで」と、「清算数値」とあるのは「日中清算数値」と、「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「日中清算数値算出時の」と、「当日の日中立会の終了時」とあるのは「午前11時」</p>

と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（当該取引最終日の終了する日の翌日に、主たる取引所金融商品市場（取引対象指数の算出者が当該取引対象指数の算出のために価格を採用している取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）における有価証券の売買若しくは先物・オプション取引が停止された場合、当該取引最終日の終了する日に、FTSE中国50インデックス（Stock Exchange of Hong Kong Limitedに上場されている銘柄のうちFTSE International Limitedが選定した50銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、FTSE International Limitedが算出するものをいう。）を対象とした指数先物取引において、主たる取引所金融商品市場における有価証券の売買が停止された若しくは当該指数を算出する指数算出者による算出若しくは配信が不能となった場合、当該取引最終日の終了する日の翌日までにThe Board of Trade of the City of Chicago, Inc. が開設する外国金融商品市場において取引されているNYダウ（S&P Dow Jones Indices LLCが算出するDow Jones Industrial Averageをいう。）を対象とした指数先物取引に類似の取引若しくはTaiwan Futures Exchange Corporationが開設する外国金融商品市場において取引されている台湾加権指数（Taiwan Stock Exchange Corporationが算出する台湾証券取引所 発行量加権指数をいう。）を対象とした指数先物取引に類似の取引について最終清算数値を算定されていない場合又は当該取引最終日の終了する日の米国における該当日に、CME Group Petroleum Index（N

と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（当該取引最終日の終了する日の翌日に、主たる取引所金融商品市場（取引対象指数の算出者が当該取引対象指数の算出のために価格を採用している取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）における有価証券の売買若しくは先物・オプション取引が停止された場合、当該取引最終日の終了する日に、FTSE中国50インデックス（Stock Exchange of Hong Kong Limitedに上場されている銘柄のうちFTSE International Limitedが選定した50銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、FTSE International Limitedが算出するものをいう。）を対象とした指数先物取引において、主たる取引所金融商品市場における有価証券の売買が停止された若しくは当該指数を算出する指数算出者による算出若しくは配信が不能となった場合、当該取引最終日の終了する日の翌日までにThe Board of Trade of the City of Chicago, Inc. が開設する外国金融商品市場において取引されているNYダウ（S&P Dow Jones Indices LLCが算出するDow Jones Industrial Averageをいう。）を対象とした指数先物取引に類似の取引若しくはTaiwan Futures Exchange Corporationが開設する外国金融商品市場において取引されている台湾加権指数（Taiwan Stock Exchange Corporationが算出する台湾証券取引所 発行量加権指数をいう。）を対象とした指数先物取引に類似の取引について最終清算数値を算定されていない場合又は当該取引最終日の終了する日の米国における該当日に、CME Group Petroleum Index（N

Y M E X に 上 場 す る N Y M E X W T I C r u d e O i l F u t u r e s 、 N Y M E X N Y H a r b o r R B O B G a s o l i n e F u t u r e s 及 び N Y M E X N Y H a r b o r U L S D F u t u r e s の 3 商 品 か ら 構 成 さ れ る 指 数 であ っ て、C M E G r o u p が 算 出 す る も の を いう。) を 対 象 と し た 指 数 先 物 取 引 に お い て、当 該 指 数 を 算 出 す る 指 数 算 出 者 に よ る 算 出 若 し く は 配 信 が 不 能 と な っ た 場 合 に お い て、当 社 が 必 要 と 認 め る と き は、当 該 取 引 最 終 日 の 終 了 す る 日 の 翌 日 か ら 当 社 が そ の 都 度 定 め る 日 ま で の 期 間 を いう。以 下 第 4 条 第 3 項 第 1 号 に お い て 同 じ。) に お い て は、当 社 が そ の 都 度 定 め る 数 値 を 当 該 限 月 取 引 の 日 中 清 算 数 値 と す る。

(2) 日 経 平 均 ・ 配 当 指 数 (日 本 経 済 新 聞 社 が 算 出 す る 日 経 平 均 ・ 配 当 指 数 を いう。) を 対 象 と す る 指 数 先 物 取 引 に 係 る 日 中 清 算 数 値 は、当 該 取 引 日 の 立 会 に お い て、午 前 1 1 時 ま で の 当 社 が 定 め る 時 間 以 降 に 約 定 数 値 (ス ト ラ テ ズ ー 取 引 に よ る 約 定 数 値 を 除 く。以 下 こ の 号 に お い て 同 じ。) が あ る 限 月 取 引 に つ い て は、当 該 時 間 以 降 の 最 終 の 約 定 数 値 と す る。た だ し、当 該 約 定 数 値 が な い 場 合 に は、当 日 の 午 前 1 1 時 ま で の 呼 値 の 状 況 等 を 勘 案 し て 当 社 が 定 め る 数 値 と す る。な お、各 限 月 取 引 の 取 引 最 終 日 の 終 了 す る 日 の 翌 日 (当 該 取 引 最 終 日 の 終 了 す る 日 の 翌 日 に、主 たる 取 引 所 金 融 商 品 市 場 に お け る 有 価 証 券 の 売 買 若 し く は 先 物 ・ オ プ シ ョ ン 取 引 が 停 止 さ れ た 場 合 に お い て 当 社 が 必 要 と 認 め る と き は、当 該 取 引 最 終 日 の 終 了 す る 日 の 翌 日 か ら 当 社 が そ の 都 度 定 め る 日 ま で の 期 間 を いう。以 下 第 4 条 第 3 項 第 2 号 に お い て 同 じ。) に お い て は、当 社 が そ の 都 度 定 め る 数 値 を 当 該 限 月 取 引 の 日 中 清 算 数 値 と す る。

5 (略)

Y M E X に 上 場 す る N Y M E X W T I C r u d e O i l F u t u r e s 、 N Y M E X N Y H a r b o r R B O B G a s o l i n e F u t u r e s 及 び N Y M E X N Y H a r b o r U L S D F u t u r e s の 3 商 品 か ら 構 成 さ れ る 指 数 であ っ て、C M E G r o u p が 算 出 す る も の を いう。) を 対 象 と し た 指 数 先 物 取 引 に お い て、当 該 指 数 を 算 出 す る 指 数 算 出 者 に よ る 算 出 若 し く は 配 信 が 不 能 と な っ た 場 合 に お い て、当 社 が 必 要 と 認 め る と き は、当 該 取 引 最 終 日 の 終 了 す る 日 の 翌 日 か ら 当 社 が そ の 都 度 定 め る 日 ま で の 期 間 を いう。以 下 第 4 条 第 2 項 第 1 号 に お い て 同 じ。) に お い て は、当 社 が そ の 都 度 定 め る 数 値 を 当 該 限 月 取 引 の 日 中 清 算 数 値 と す る。

(2) 日 経 平 均 ・ 配 当 指 数 (日 本 経 済 新 聞 社 が 算 出 す る 日 経 平 均 ・ 配 当 指 数 を いう。) を 対 象 と す る 指 数 先 物 取 引 に 係 る 日 中 清 算 数 値 は、当 該 取 引 日 の 立 会 に お い て、午 前 1 1 時 ま で の 当 社 が 定 め る 時 間 以 降 に 約 定 数 値 (ス ト ラ テ ズ ー 取 引 に よ る 約 定 数 値 を 除 く。以 下 こ の 号 に お い て 同 じ。) が あ る 限 月 取 引 に つ い て は、当 該 時 間 以 降 の 最 終 の 約 定 数 値 と す る。た だ し、当 該 約 定 数 値 が な い 場 合 に は、当 日 の 午 前 1 1 時 ま で の 呼 値 の 状 況 等 を 勘 案 し て 当 社 が 定 め る 数 値 と す る。な お、各 限 月 取 引 の 取 引 最 終 日 の 終 了 す る 日 の 翌 日 (当 該 取 引 最 終 日 の 終 了 す る 日 の 翌 日 に、主 たる 取 引 所 金 融 商 品 市 場 (取 引 対 象 指 数 の 算 出 者 が 当 該 取 引 対 象 指 数 の 算 出 の た め に 価 格 を 採 用 し て い る 取 引 所 金 融 商 品 市 場 を いう。以 下 同 じ。) に お け る 有 価 証 券 の 売 買 若 し く は 先 物 ・ オ プ シ ョ ン 取 引 が 停 止 さ れ た 場 合 に お い て 当 社 が 必 要 と 認 め る と き は、当 該 取 引 最 終 日 の 終 了 す る 日 の 翌 日 か ら 当 社 が そ の 都 度 定 め る 日 ま で の 期 間 を いう。以 下 第 4 条 第 2 項 第 2 号 に お い て 同 じ。) に お い て は、当 社 が そ の 都 度 定 め る 数 値 を 当 該 限 月 取 引 の 日 中 清 算 数 値 と す る。

4 (略)

(緊急清算値段、緊急清算数値及び緊急清算価格に関する準用)

第4条 (略)

2 取引証拠金規則第23条に規定する当社が定める緊急清算数値のうち金利先物取引に係る緊急清算数値は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないとする場合は、当社がその都度定める。

(1) 当該取引日の午後1時における金利先物取引の約定数値とする。ただし、当該約定数値がない場合には、当日の午後1時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日以降においては、当該金利先物取引の限月取引の取引最終日の清算数値を緊急清算数値とする。

3 (略)

4 取引証拠金規則第23条に規定する当社が定める緊急清算数値のうち指数先物取引に係る緊急清算数値は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないとする場合は、当社がその都度定める。

(1)・(2) (略)

5 (略)

付 則

1 この改正規定は、令和5年5月29日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者との間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないとする場合は、令和5年5月29日以後の当社が定める日から施行する。

(緊急清算値段、緊急清算数値及び緊急清算価格に関する準用)

第4条 (略)

(新設)

2 (略)

3 取引証拠金規則第23条に規定する当社が定める緊急清算数値は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないとする場合は、当社がその都度定める。

(1)・(2) (略)

4 (略)